

Client Alert

2025 年 1 月号(Vol.133)

1. はじめに
2. 知的財産法:知的財産制度等における近時の検討課題について
3. 競争法／独禁法:公取委、音楽・放送番組等の分野の実演家と芸能事務所との取引等に関する実態調査の報告書を公表
4. エネルギー・インフラ:非 FIT 非化石証書の直接取引拡大に関する議論の動向
5. 労働法:労働基準関係法制研究会報告書(案)の公表について
6. キャピタル・マーケット:会社法:金融庁、「記述情報の開示の好事例集 2024(第 3 弾)」を公表
7. 危機管理・コンプライアンス:消費者庁「公益通報者保護制度検討会の報告書」を公表
8. 一般民事・債権管理:民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行日について
9. M&A:スチュワードシップ・コードに関する有識者会議、実質株主の透明性向上等について審議
10. キャピタル・マーケット:金融庁、政策保有株式の開示に係る開示府令等の改正案を公表
11. 税務:令和 7 年度税制改正大綱の閣議決定
12. 国際訴訟・仲裁:2025 年 SIAC 規則の発効
13. 国際通商／経済安全保障:重要物資を製造する工場に関する経済安保推進法に基づく政府による一時的取得制度等の導入
14. 米国:控訴裁判所、ナスダックの取締役に多様性を求める基準を無効と判断
15. 中国・アジア(ベトナム):自家発電・自家消費型屋根置太陽光発電の開発促進に関する政令の制定
16. 新興国(ロシア):ロシア政府による対ロ制裁への対抗措置の動向

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所外国法共同事業では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2025 年 1 月号(Vol.133)を作成いたしました。実務における一助となれば幸いに存じます。

2. 知的財産法:知的財産制度等における近時の検討課題について

特許庁では、①ネットワーク関連技術の発展による国境を跨いだサービスの増加、②生成 AI 技術の発展による知的創造活動の過程の変化、③VR 技術の発展やオンラインコミュニケーション機会の増大等による仮想空間上のサービスの増加という、近時の技術的発展に伴う変化を踏まえた措置を講じるとともに、イノベーションをもたらす知的創造活動を適切に保護していくためには、技術の更なる発展を見据え、④DX 時代にふさわしい産業財産権制度を構築する必要があるとしています。

そのため、2024 年 11 月 6 日に開催された、産業構造審議会知的財産分科会第 50 回特許制度小委員会では、上記①及び④を踏まえ、「国際的な事業活動におけるネットワーク関連発明等の適切な権利保護」及び「DX 時代にふさわしい産業財産権手続に関する制度的措置」について検討をしていくことが確認されました。特に、「国際的な事業活動におけるネットワーク関連発明等の適切な権利保護」については、国境を跨いで構成される実施行為について、いかなる要件の下に特許権侵害であると構成するのかが検討されることとなります。

他方、12 月 6 日に開催された、産業構造審議会知的財産分科会第 16 回意匠制度小委員会では、上記②及び③を踏まえ、「生成 AI 技術の発達を踏まえた意匠制度上の適切な対応」及び「仮想空間におけるデザインに関する意匠制度の在り方」について検討をしていくことが確認されました。いずれも意匠制度に大きな影響を与える論点になり得るものと考えられます。

また、12 月 16 日に開催された、産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会では、不正競争防止法を巡る状況について、営業秘密を巡る近年の動向としては、刑事事件に関する相談・検挙件数の増加のみならず、従業員・退職者からの漏洩が増加していること等が紹介されるとともに、営業秘密管理指針の改訂方針(案)の検討がなされました。

これらの小委員会での議論は、今後の知的財産法の法改正に反映されることとなりますので、小委員会での議論を注視することが必要であるといえます。

パートナー 岡田 淳
TEL : 03-5220-1821
atsushi.okada@morihamada.com

カウンセラー 佐々木 奏
TEL : 03-6266-8510
susumu.sasaki@morihamada.com

3. 競争法／独禁法：公取委、音楽・放送番組等の分野の実演家と芸能事務所との取引等に関する実態調査の報告書を公表

公取委は、2024 年 12 月 26 日、音楽・放送番組等の実演家（アーティスト、俳優、タレント等）とその所属する芸能事務所・プロダクション（「芸能事務所」）との契約や、実演家・芸能事務所と放送事業者・番組制作会社（「放送事業者等」）、レコード会社との契約等についての実態調査の報告書（「本報告書」）を公表しました。

本報告書では、契約を（1）実演家と芸能事務所の取引（例：専属マネジメント契約）、（2）放送事業者等と芸能事務所・実演家の取引（例：番組出演契約）、（3）レコード会社と芸能事務所・実演家の取引（例：専属実演家契約）に大別し、それぞれの契約において独禁法・競争政策上問題となり得る行為を整理しています。もっとも、問題となり得るとして列挙された行為が実際に独禁法違反となるかは、契約当事者の関係（いずれかの当事者に優越的地位が認められるか等）を含め、個別事例ごとの具体的態様に照らして判断されることになります。

（1）実演家と芸能事務所の取引

実演家と芸能事務所の取引に関し問題となり得る芸能事務所の行為として、以下の例が挙げられています。

①	実演家に対し過度な期間にわたる専属義務を課すこと、契約にあたり専属義務の期間について十分な説明を行わない又は虚偽・誇大な説明をすること。
②	一方的な契約期間延長請求権を規定・行使すること、契約にあたり契約期間延長請求権の規定について十分な説明を行わない又は虚偽・誇大な説明をすること。
③	契約終了後の実演家の芸能活動を制限すること（競業避止義務等）、契約にあたり競業避止義務等について十分な説明を行わない又は虚偽・誇大な説明をすること。
④	実演家の移籍・独立に際し移籍金の要求や移籍・独立の妨害をすること、契約にあたり退所時の移籍金について十分な説明を行わない又は虚偽若しくは誇大な説明をすること。
⑤	移籍・独立した実演家に対する妨害をすること。
⑥	芸能事務所共同での又は事業者団体による実演家の移籍制限。

⑦	実演家から在籍時に譲渡を受けた各種権利等について、退所後の実演家等から利用許諾の求めがあった際に、当該実演家を市場から排除する等の目的のために許諾をしないこと。
⑧	退所した実演家に対し合理的理由なく在籍時の芸名・グループ名の使用を制限すること、契約にあたり当該制限について十分な説明を行わない又は虚偽・誇大な説明をすること。
⑨	実演家に十分説明・協議を行わず、著しく低い報酬の一方的な決定や、契約上明記していない経費等の引き抜き・権利に応じて支払われるべき報酬等の不払いをすること。
⑩	実演家が拒否しているにもかかわらず業務等を強制すること。
⑪	契約書を取り交わさないこと、契約内容を十分に説明しない又は虚偽・誇大な説明をすること、実演等に係る取引内容の詳細を伝えないこと、報酬支払いの際に明細等を十分に示さないこと。

(2)放送事業者等と芸能事務所・実演家の取引

放送事業者等と芸能事務所・実演家の取引に関し問題となり得る行為として、契約書を取り交わさない又は芸能事務所・実演家に契約内容を十分に説明しないこと、芸能事務所・実演家と十分な協議を行わず著しく低い対価を一方的に決定することが挙げられています。

(3)レコード会社と芸能事務所・実演家の取引

レコード会社と芸能事務所・実演家の取引に関し問題となり得る行為として、契約終了後の一定期間、(i)実演家による当該レコード会社以外における収録のための実演を禁止すること、(ii)実演家が当該レコード会社において既にリリースした楽曲等に係る収録のための実演を禁止することが挙げられています。

公取委は、本報告書の内容を基に、独禁法及び競争政策上の具体的な考え方を示す指針を策定・公表する予定であるとしています。また、本報告書で問題となり得るとされた行為については、独禁法のほか、労働関係法令(実演家と芸能事務所との契約関係が雇用契約である場合)、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(「フリーランス法」)、下請法の適用も問題となり得ます^{1,2}。そのため、実演家・芸能事務所・放送事業者等・レコード会社の取引に関係する事業者においては、本報告書や今後策定される指針の内容を十分に把握するだけでなく、昨年10月に施行されたフリーランス法や、公取委及び中小企業庁が2024年12月25日公表した「企業取引研究会報告書」(2025年1月23日までパブコメ募集中)を踏まえた改正が想定される下請法なども踏まえ、取引実態や契約内容の見直しをしておくことが望ましいと考えられます。

¹ フリーランス法と独禁法・下請法では、原則としてフリーランス法が優先適用される。「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律と独占禁止法及び下請法との適用関係等の考え方」参照(公取委、2024年5月31日公表)

² 独禁法と下請法では、通常、下請法が優先適用される。「『優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方』(原案)に対する意見の概要とこれに対する考え方」参照(公取委、平成22年11月30日公表)

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

パートナー 宇都宮 秀樹
TEL : 03-5223-7784
hideki.utsunomiya@morihamada.com

パートナー 竹腰 沙織
TEL : 03-6266-8903
saori.takekoshi@morihamada.com

シニア・アソシエイト 後潟 伸吾
TEL : 092-739-8144(福岡)
shingo.ushirogata@morihamada.com

4. エネルギー・インフラ:非 FIT 非化石証書の直接取引拡大に関する議論の動向

2024 年 12 月 24 日に開催された電力・ガス基本政策小委員会における第 98 回制度検討作業部会(「本部会」)³にて、非 FIT 非化石証書の直接取引の対象を拡大する制度の見直しが検討されています。

(1) 現行制度における非 FIT 非化石証書の直接取引の対象

非 FIT 非化石証書は、小売電気事業者による高度化法⁴に基づく非化石電源比率の目標を達成する手段として制度化されたものであるため、当初は、需要家に対する相対取引は認められていませんでした。もっとも、再エネ価値に対する需要家からのニーズの高まりを背景に、現在は、一定の要件を満たす以下の電源につき、発電事業者と需要家の間の直接取引が認められています。

- ・2022 年度以降に営業運転開始となった新設非 FIT 電源、新設 FIP 電源、FIT 電源から移行した FIP 電源
- ・卒 FIT 電源

(2) 非 FIT 非化石証書の直接取引の対象の拡大に向けた議論

非 FIT 非化石証書の直接取引が開始されて以降、その取引量は年々増加してきておりますが、ここ最近では、RE100・GHG プロトコル等のグローバル基準に関する改訂に向けた動き等を踏まえて、需要家において、非 FIT 非化石証書の直接取引の対象拡大に対するニーズが一層の高まりを見せています。

このようなニーズを背景に、これまでの制度検討作業部会においても、非 FIT 非化石証書の直接取引拡大に向けた制度の見直しの必要性が示されておりましたが⁵、今般、本部会において、FIP 電源についてはその営業運転開始時期にかかわらず、直接取引の対象とする方針が打ち出されております⁶。これによって、発

³ https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/098.html

⁴ 「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成 21 年法律第 72 号)」をいいます。

⁵ https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/062_05_00.pdf

⁶ 非 FIT 非化石証書の直接取引拡大にあたっては、非 FIT 非化石証書を「高度化法の義務履行手段」のために設けた制度趣旨に悪影響を及ぼすおそれがあるため、当務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

電事業者にとっても非 FIT 非化石証書の販路が拡大し、再エネ電源の維持や FIT 電源の FIP 移行の促進に資することが期待されています。

(3)非 FIT 非化石証書の需要家間の融通に関する例外的取扱い

また、非 FIT 非化石証書の直接取引の対象拡大とともに、需要家間における非 FIT 非化石証書の融通に関する例外的な取扱いについても併せて検討が進められております。

現在の非化石価値の取引システムにおいては、小売電気事業者間の非 FIT 非化石証書の転売が禁止されていること等を踏まえ、需要家が直接取引で取得した非 FIT 非化石証書は、当該需要家名義でのみ利用確定処理が可能な仕組みとなっております。

一方で、調達の効率化や与信面等を理由に、グループの親会社が調達した非 FIT 非化石証書を、グループ内の他社に融通したいというニーズも高まりを見せております。そこで、実質的に、需要家自らが非化石エネルギーを調達していると考えられる場合には、厳格に、一需要家に一口座の開設を求めることなく、例えば、親会社の口座で管理された非 FIT 非化石証書を子会社も利用可能とするといった運用を認めることについて検討されています⁷。

パートナー 小林 卓泰
TEL : 03-5223-7768
takahiro.kobayashi@morihamada.com

シニア・アソシエイト 秋元 純
TEL : 03-6212-8364
jun.akimoto@morihamada.com

5. 労働法:労働基準関係法制研究会報告書(案)の公表について

2024 年 12 月 24 日、厚生労働省の労働基準関係法制研究会は、労働基準関係法制研究会報告書(案) (「本報告書案」)を公表しました。本報告書案においては、社会や経済の構造変化も踏まえつつ、単なる規制の見直しを超えて、労働保護規範の設定の在り方や実効性の確保の在り方、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方も選択できる社会を実現するために労働政策が果たすべき役割等も踏まえて、労働基準関係法制が果たすべき役割が再検討されるとともに、労働基準関係法制の将来像について抜本的な検討が

響を与えない範囲で検討する必要があります。この点、現在 FIT である電源が FIP に移行した場合には、義務履行に活用可能な非 FIT 非化石証書(供給余力)の増加に繋がることや、全体の非 FIT 再エネ証書(約 740 億 kWh)に占める FIT から移行済の FIP 電源の割合はおよそ 1%であることから、FIP 電源の非 FIT 非化石証書について直接取引の対象を拡大しても小売事業者の高度化法の義務履行への影響は限定的と考えられています。

⁷ 但し、小売ライセンスを保有する需要家に対する融通は、非 FIT 非化石証書の小売への転売に該当するため認めず、また、小売ライセンスを保有する需要家から他社に融通した非 FIT 非化石証書は、高度化法の義務達成には使用できないことが前提となっている。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

なされています。

本報告書案においては、すべての働く人が心身の健康を維持しながら幸せに働き続けることのできる社会を目指し(「守る」)、働く人の求める働き方の多様な希望に応えることのできる制度を整備する(様々な働き方に対応した規制、「支える」)という視点から、①労働基準法における「労働者」、②労働基準法における「事業」、③労使コミュニケーションの在り方について整理がなされるとともに、労働時間法制の具体的課題についても検討がなされています。

まず、①労働基準法における「労働者」について、新しい働き方への対応や、実態として「労働者」である者に対し労働基準法を確実に適用する観点から、労働者性判断の予見可能性を高めていくべきであり、そのためには、引き続き専門的な研究の場を設けて総合的な検討が行われるべきとされています。特に、家事使用人に対して労働基準法やそれ以外の労働基準関係法制をどのように適用するかについて、履行確保の在り方も含めた具体的な制度設計の検討に早期に取り組むべきとされています。

また、②労働基準法における「事業」について、引き続き、事業場単位を原則として維持しつつ、企業単位や複数事業場単位で同一の労働条件が定められるような場合であって、企業単位や複数事業場単位で適切な労使コミュニケーションが行われるときは、労使の合意により、手続を企業単位や複数事業場単位で行うことも選択肢になることを明らかにしつつ、①の継続的研究に際して、「事業」の概念との関係を含めて議論を行う等、早期に検討に着手することが必要とされています。

さらに、③労使コミュニケーションの在り方について、過半数代表者の適正選出と基盤強化、労使協定・労使委員会等の複数事業場での一括手続等について検討がなされた上で、労働基準関係法制における労使コミュニケーションの目指すべき姿として、将来を見据えれば、モニタリングを含めた労使コミュニケーションを恒常的かつ実質的な形で行うことができる体制が確保されることが求められるとされています。

そして、労働時間法制の具体的課題について、最長労働時間規制の観点から、時間外・休日労働時間の上限規制、企業による労働時間の情報開示等について検討がなされ、その他の観点からも多角的な検討がなされています。

今後は、本報告書案に記載された事項のうち、特に早期に取り組むべきとされている事項から更なる議論、最終的には法改正を含めた対応がなされることとなるので、その動向には注視が必要となります。

パートナー 荒井 太一
TEL : 03-5220-1853
taichi.arai@morihamada.com

シニア・アソシエイト 澤 和樹
TEL : 03-6212-8387
kazuki.sawa@morihamada.com

6. キャピタル・マーケット・会社法・金融庁、「記述情報の開示の好事例集 2024(第3弾)」を公表

2024年12月27日、金融庁は、「記述情報の開示の好事例集 2024(第3弾)」(「好事例集」)を公表しました。金融庁は、開示の充実化に向け毎年好事例集を公表していますが、今回は、2023年1月の「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正により有価証券報告書への追記が必須となったサステナビリティに関する考え方及び取組の記載を中心にまとめたものです。人的資本、多様性や人権に関する事例の追加を含め、好事例集において紹介された開示のポイントは多岐にわたりますが、主な内容は以下のとおりです。

1 投資家等が期待する開示を充実化させるための取組

開示検討の初期段階から CEO や CFO、経理部等が連携することの重要性、有価証券報告書を株主総会前に開示することの有用性、英語での情報発信の重要性等が示されました。また、投資家等からのコメントとして、重要なサステナビリティ情報は任意開示書類ではなく有価証券報告書への記載が求められることや、非財務情報と財務情報の開示のタイミングが同じであることが重要であるといった声が紹介されました。

2 全般的開示事項に関する開示

執行側の記載に加え監督側に関する記載をすることの重要性、経営戦略とサステナビリティ戦略との関係性の開示の重要性等が示されました。

3 個別テーマに関する開示

重要なサステナビリティ項目に関する TCFD の 4 つのコアコンテンツに基づき開示をすることの重要性、知的財産に関する具体的な記載の重要性等が示されました。

4 気候変動関連に関する開示

サステナビリティ情報と財務情報とのつながりがある開示の重要性、リスクだけではなく機会についての開示の有用性、実際の取組や具体的な対応策、進捗の実績の開示の有用性等が指摘されました。

5 人的資本、多様性に関する開示

人的資本に関する非財務情報と財務情報の連動の重要性、多様性に関する指標を連結ベースで開示することの有用性等が指摘されました。

6 人権に関する開示

人権に関する取組がどのように企業価値の向上につながるかを開示することの有用性、現地訪問等を行っている場合に訪問頻度や訪問先の選定基準、選定理由を開示することの有用性等が指摘されました。

サステナビリティに関する考え方や取組については、有価証券報告書における開示内容に悩む会社も多いことから、今回の好事例集は実務上参考になると期待されます。各社は、今回の好事例集の参考に、自社

の開示を見直す必要があります。

<参考資料>

金融庁:「記述情報の開示の好事例集 2024(第3弾)」の公表(2024年12月27日)

<https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20241227.html>

パートナー 鈴木 克昌
TEL : 03-6212-8327
katsumasa.suzuki@morihamada.com

パートナー 石井 裕介
TEL : 03-5223-7737
yusuke.ishii@morihamada.com

シニア・アソシエイト 森田 理早
TEL : 03-6213-8124
risa.morita@morihamada.com

シニア・アソシエイト 香川 絢奈
TEL : 03-5220-1847
ayana.kagawa@morihamada.com

シニア・アソシエイト 橘川 文哉
TEL : 03-6266-8559
fumiya.kitsukawa@morihamada.com

7. 危機管理・コンプライアンス:消費者庁「公益通報者保護制度検討会の報告書」を公表

消費者庁は、近年の国内外の動向を踏まえた我が国の公益通報者保護制度の課題と対応について検討を行うため、「公益通報者保護制度検討会」(「検討会」)を設置し、2024年5月より有識者による議論を進めてきましたが、同年12月27日、公益通報者保護制度の実効性を向上し、国民生活の安心と安全を確保するための制度の見直しの方向性を検討会の提言としてまとめた「公益通報者保護制度検討会の報告書」(「本報告書」)を公表しました。

本報告書においては、2024年9月2日に公表された検討会による「中間論点整理(案)」においても示されていた、①事業者における体制整備義務の履行の徹底や実効性向上を図ること、②公益通報を阻害する要因に適切に対処すること、③公益通報を理由とする不利益な取扱いを抑止し、救済措置を強化すること、④公益通報の実施状況や不利益な取扱いの実態に併せて通報主体の範囲を拡大すること等という観点から、個別の論点に関する提言がなされています。以下では、本報告書において取り上げられた主たる論点に関する提言の内容を紹介します。

①の観点から、公益通報者保護法が事業者に課す通報対象事実の調査等の業務に従事する者を指定する義務の履行徹底に向け、立入検査権や勧告に従わない場合の命令権を新設し、かかる命令によっても違反が是正されない場合には刑事罰を科すべきとの提言がなされています。また、本報告書は、事業者が整備した公益通報への対応体制について法律上の周知義務を明示すべきとの提言がなされる一方で、公益通報者保護法に基づく体制整備義務の対象事業者の範囲の拡大については検討を継続すべきとされています。

次に、②の観点から、正当な理由がある場合を除き、公益通報者を特定することを目的とする行為を禁止する規定を設けるべきとの提言がなされています。事業者が、正当な理由なく、労働者等に公益通報をしないことを約束させる等の公益通報を妨害する行為についても、これを禁止し、これに反する契約締結等の法律行為を無効とすべきとの提言もなされています。他方で、公益通報のために必要な資料収集・持出し行為の民事上及び刑事上の免責、公益通報の刑事免責及び濫用的通報者に対する対応については、継続して検討をすべき事項とされています。

そして、③の観点から、公益通報を理由とする労働者等に対する不利益な取扱いが法律上禁止されているものの、抑止として不十分であることを踏まえ、公益通報を理由とする解雇及び懲戒を行った事業者及びその意思決定に関与した個人に対する刑事罰を規定すべきとの提言がなされています。また、労働者が公益通報を理由とする解雇無効や懲戒無効を求める場合において、公益通報をした日から1年以内の解雇及び懲戒に限定して、「公益通報を理由とすること」の立証責任を事業者に転換すべきとの提言もなされています。

最後に、④の観点から、公益通報の主体に事業者と業務委託関係にあるフリーランス及び業務委託関係が終了して1年以内のフリーランスも追加し、公益通報をしたことを理由として事業者が当該フリーランスに対して、業務委託契約の解除、取引数量の削減、取引の停止、報酬の減額その他の不利益な取扱いを行うことを禁止すべきとの提言がなされています。他方で、公益通報者の家族や退職後1年超のものを保護の対象とすることについては、必要に応じて検討を行うべきとされています。

以上のように、本報告書においては「中間論点整理(案)」において示されていた個別の論点について、具体的な提言がなされています。今後は、本報告書においてなされた提言を踏まえた法改正の動向について注視していく必要があります。

パートナー 藤津 康彦
TEL : 03-6212-8326
yasuhiko.fujitsu@morihamada.com

シニア・アソシエイト 小川 貴大
TEL : 03-6213-8116
takahiro.ogawa@morihamada.com

8. 一般民事・債権管理：民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行日について

民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律 48 号。令和 4 年 5 月 18 日に成立し、同月 25 日に公布。「改正民事訴訟法」)により改正された事項の一部について、令和 6 年 12 月 13 日、法務省民事局から施行日を令和 7 年 3 月 1 日とすることが発表されました。

改めて確認すると、改正民事訴訟法の主な内容は、以下のとおりです。

- ① 当事者等が配偶者暴力(DV)や性犯罪の被害者と加害者である場合に、住所、氏名等の情報を相手方に秘匿したまま民事訴訟手続を進めることができるようになる。
- ② 民事訴訟において、当事者双方が裁判所に現実に出頭することなく、ウェブ会議や電話会議を利用して弁論準備手続期日や和解期日に参加することができるようになり、口頭弁論期日についても双方がウェブ会議を利用して参加することができるようになる。
- ③ 人事訴訟・家事調停においても、当事者双方が裁判所に現実に出頭することなく、ウェブ会議を利用して、離婚等の和解・調停を成立させること、合意に相当する審判の前提となる合意をすることができるようになる。
- ④ 民事訴訟の IT 化の一環として、インターネットを利用した訴えの提起や主張書面の提出、訴訟記録のデータ保管等も可能となるほか、法定審理期間訴訟手続(当事者双方の申出・同意があれば、一定の事件につき、手続開始から 6 ヶ月以内に審理を終結し、1 ヶ月以内に判決をする制度)が創設される。

これらのうち、①の住所、氏名等の秘匿制度は、令和 5 年 2 月 20 日、②のうち、当事者双方がウェブ会議を利用して弁論準備手続期日や和解期日に参加できる仕組みは、令和 5 年 3 月 31 日、ウェブ会議を利用して口頭弁論期日に参加できる仕組みは、家庭裁判所の訴訟以外の民事訴訟について、令和 6 年 3 月 1 日にそれぞれ施行されており、既に制度が開始されています。

一方で、②のうち、家庭裁判所の訴訟(人事訴訟等)の口頭弁論期日のウェブ会議の利用や、③人事訴訟・家事調停におけるウェブ会議を利用した和解・調停の成立等の手続の施行は遅れていましたが、今般、令和 7 年 3 月 1 日を施行日とすることが決定したものです。したがって、家庭裁判所の訴訟においても、令和 7 年 3 月 1 日から、口頭弁論期日においてウェブ会議を利用できるようになるほか、和解・調停の成立や合意に相当する審判の前提となる合意についても、ウェブ会議にて実施することが可能となります。

なお、④民事訴訟におけるオンライン提出、訴訟記録の電子化、法定審理期間訴訟手続の創設については、現時点で具体的な施行日は決定していません。改正民事訴訟法の全面的な施行日は、公布から 4 年以内の政令で定める日とされており、令和 8 年 5 月 25 日までに施行される予定です。

パートナー 横田 真一郎
TEL : 03-6212-8365
shinichiro.yokota@morihamada.com

アソシエイト 宮本 雄太
TEL : 03-5293-4889
yuta.miyamoto@morihamada.com

9. M&A:スチュワードシップ・コードに関する有識者会議、実質株主の透明性向上等について審議

2024 年 11 月 18 日、東証は、[スチュワードシップ・コードに関する有識者会議](#)(令和 6 年度)第 2 回会合を開催し、実質株主の透明性向上等について審議しました。

東証は、スチュワードシップ・コードの改訂に向け、スチュワードシップ・コードに関する有識者会議を開催し、その見直しを進めてきました。11 月 18 日の会合資料では、実質株主の透明性向上及び協働エンゲージメントの促進に関連して、以下のような改訂案が示されました。

- (1) 機関投資家は、投資先企業からの求めに応じて、自らがどの程度投資先企業の株式を保有しているかについて企業に対して説明すべきである。
- (2) 機関投資家が投資先企業との間で対話を行うにあたっては、単独でこうした対話を行うほか、必要に応じ、他の機関投資家と協働して対話を行うこと(協働エンゲージメント)も選択肢として検討すべきである。その際には、投資先企業の持続的成長に資する建設的な対話となるかを念頭に置くべきである。

当会合では、現行制度上、議決権指図権限や投資権限を有する者(「実質株主」)について、大量保有報告制度の適用対象(5%超)となる場合を除き、発行会社がこれを把握する制度が存在しない点が再度問題として提起されました。これに関連して、実質株主の透明化に関する施策や、複数の投資家が共同して企業に対するエンゲージメントを行うことの促進について、特に機関投資家の役割に着目した議論が行われており、今後の動向に注目する必要があります。

パートナー 大石 篤史
TEL : 03-5223-7767
atsuchi.oishi@morihamada.com

アソシエイト 上村 莉愛
TEL : 03-6212-8346
rie.uemura@morihamada.com

10. キャピタル・マーケット:金融庁、政策保有株式の開示に係る開示府令等の改正案を公表

金融庁は、2024 年 11 月 26 日、政策保有株式の開示に係る企業内容等の開示に関する内閣府令(「開示府令」)等の改正案(「本改正案」)を公表しました。

本改正案は、有価証券報告書の「株式の保有状況」の開示において、政策保有株式縮減の方針を示しつつ、政策保有目的から純投資目的に変更した株式について、実質的に政策保有を継続していることと差異がない状態になっているような事例が認められるとの課題に対応するための改正であり、概要は以下のとおりです。

開示府令第二号様式「記載上の注意」の改正

有価証券報告書及び有価証券届出書の「株式の保有状況」の開示項目において、最近 5 事業年度以内に純投資目的以外の目的(政策保有目的)から純投資目的に保有目的を変更した株式(最近事業年度末において保有しているものに限る。)について、①銘柄、②株式数、③貸借対照表計上額、④保有目的の変更年度並びに⑤保有目的の変更理由及び変更後の保有・売却に関する方針の開示が必要とされました。

企業内容等開示ガイドラインの改正

上記の「純投資目的」について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とすることをいい、例えば、当該株式の発行者が有価証券報告書等の提出会社の株式を保有する関係にあること、当該株式の売却に関して発行者の応諾を要すること等により、発行者との関係において提出会社による売却を妨げる事情が存在する株式は、純投資目的とはいえないとの考え方が明示されました。

本改正案については、今後公表されるパブリックコメントの結果を踏まえて公布され、2025 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用が予定されています。各企業においては、当該改正を踏まえて従来の有価証券報告書の内容から拡充等の対応が必要でないか、検討が求められる点に留意が必要です。

パートナー 鈴木 克昌
TEL : 03-6212-8327
katsumasa.suzuki@morihamada.com

シニア・アソシエイト 森田 理早
TEL : 03-6213-8124
risa.morita@morihamada.com

アソシエイト 橘川 文哉
TEL : 03-6266-8559
fumiya.kitsukawa@morihamada.com

11. 税務:令和 7 年度税制改正大綱の閣議決定

昨年 12 月 27 日、内閣は令和 7 年度税制改正大綱を閣議決定しました。

令和 7 年度税制改正大綱も、例年と同様、その内容は多岐にわたりますが、そのうち特に注目すべきものについて簡潔にご紹介します。

まず、資産課税に関しては、法人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件について、現行法では贈与の日まで引き続き 3 年以上特例認定贈与承継会社の役員等であることが必要とされているところ、当該要件を贈与の直前において特例認定贈与承継会社の役員等であることとし、個人版事業承継税制における事業従事要件についても同様の見直しを行うとしています。

次に、法人課税に関しては、中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(中小企業経営強化税制)につき、現行法上適用期間が 2025 年 3 月 31 日までとされていたところ、一定の措置を講じた上で、当該制度の適用期限の 2 年延長を行うとしています。

国際課税に関しては、グローバル・ミニマム課税への対応として、軽課税所得ルールにあたる「各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税(仮称)」の創設、国内ミニマム課税にあたる「各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税(仮称)」の創設が盛り込まれ、また、外国子会社合算税制についても、外国関係会社の各事業年度に係る課税対象金額等に相当する金額の所得合算の時期や添付・保存書類の見直しを行うとしています。

具体的な法案の内容はいまだ明らかとなっておらず、また、国会の議論次第では税制改正大綱の内容とは異なったものとなる可能性もあるため、引き続き動向を注視する必要があります。

<参考資料>

令和 7 年度税制改正大綱(財務省 HP)

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2025/20241227taikou.pdf

令和 7 年度税制改正大綱の概要(財務省 HP)

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2025/07taikou_gaiyou.pdf

パートナー 大石 篤史
TEL : 03-5223-7767
atsuchi.oishi@morihamada.com

アソシエイト 捨田利 拓実
TEL : 03-5293-4862
takumi.shatari@morihamada.com

12. 国際訴訟・仲裁:2025 年 SIAC 規則の発効

シンガポール国際仲裁センター(Singapore International Arbitration Center, “SIAC”)は、同センターに係属する仲裁手続に適用される規則を改訂し、改訂された規則(「2025 年 SIAC 規則」)は 2025 年 1 月 1 日に発効しました。2025 年 SIAC 規則のうち、重要な改訂箇所は以下のとおりです。

(1)係争額が低額の紛争に関する簡易な手続の整備

従前から係争額が 600 万シンガポールドル未満の紛争については、簡易手続(Expedited Procedure)を利用することにより、迅速に仲裁判断を得る手続がありました。2025 年 SIAC 規則では、新たに迅速手続(Streamlined Procedure)が導入され、これに伴い簡易手続の金額的要件が変更されました。これらの手続の概要は以下のとおりです。この改訂により、SIAC 仲裁が比較的小規模の紛争にも利用しやすくなると思われます。

	迅速手続	簡易手続
利用の要件	係争額が 100 万 SGD 未満又は当事者の合意	係争額が 1,000 万 SGD 未満又は当事者の合意
仲裁判断までの期間	3 ヶ月以内	6 ヶ月以内
仲裁廷及び SIAC の費用	通常の計算の最大額より 50%以下	通常どおり

(2)緊急仲裁人の権限の拡大

従前の規則では、緊急仲裁人の選任申請は、仲裁提起以降にしか行えませんでした。2025 年 SIAC 規則では、この申請は仲裁提起前に行うことができる(申請後 7 日以内に仲裁提起を行うことが必要)とされており、緊急性の高い事案により対応しやすくなったといえます。

(3)サードパーティー・ファンディング

シンガポールでは 2017 年からサードパーティー・ファンディングの利用が認められてきました。2025 年 SIAC 規則では、SIAC Practice Note により定められていた、当事者がサードパーティー・ファンディングを利用する際の情報開示義務が明記されました。

上記の改訂以外にも、SIAC 仲裁のケースマネジメントを行う SIAC Gateway に対応した改訂等、様々な改訂がなされており SIAC 仲裁の使い勝手が更に良くなることが見込まれます。

パートナー 眞鍋 佳奈
TEL : +65-6593-9762(シンガポール)
03-5220-1829(東京)
kana.manabe@morihamada.com

13. 国際通商／経済安全保障：重要物資を製造する工場に関する経済安保推進法に基づく政府による一時的取得制度等の導入

経済安全保障推進法においては、半導体、蓄電池等の国が指定した特定重要物資について、民間企業による安定供給が困難になった場合に国が必要な措置を講じることができる旨が定められています。今般政府より、当該特定重要物資に指定されている 12 物資の一部について、緊急事態が生じた場合において供給を確保するため、製造工場を一時的に取得することができる制度を導入する方針が示され、それに沿った形で特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針を一部変更する案(「本変更案」)が示されました。本変更案に示された本制度の主な特徴は以下のとおりです。

まず、対象となる物資に関しては、半導体、蓄電池、抗菌薬等、経済安全保障推進法で指定された「特定重要物資」のうち、感染症の拡大や原材料輸入の禁止、外国による技術流出の禁止等の緊急の事態が生じた場合に、同法 44 条 1 項に基づいて「安定供給確保のための特別の対策を講ずる必要がある特定重要物資」として指定される「特別特定重要物資」となることが想定されています。

次に、政府の関与の在り方に関しては、緊急事態が生じた場合であっても企業が需給の変動に左右されることなく対象となる物資の供給を行うことができるよう、政府が対象となる物資について備蓄を行うことのほか、上記のとおり、対象となる物資の供給に必要な工場を政府が一時的に買収して対象物資の生産を行うこと、不足する対象となる物資について政府が外部から調達を行うこと等が想定されています。

なお、本制度、特に対象となる物資の供給に必要な工場を政府が取得する措置に関しては、本来であれば民間事業者が自主的に形成すべきサプライチェーンに対して政府が強度の介入を行うことになる点に鑑み、本制度による措置を講ずるべきかどうかの判断にあたっては、国が自ら措置を講ずる必要性、状況の困難性、手段の相当性及び有効性が認められることを前提に、それらの程度に基づき総合的に判断するものとするされています。

本変更案は、2024 年 12 月 25 日から 2025 年 1 月 28 日までの期間にてパブリックコメント手続に付されており、今後、パブリックコメントで得られた意見を踏まえ、2025 年の早い段階で上記基本方針の

変更が実施される見込みです。

特定重要物資の供給に関与している事業者においては、本制度の導入により、緊急の事態が生じた場合には、工場等の施設が政府による取得の対象となる可能性が生じることから、今後の議論の動向を十分注視する必要があります。

<参考資料>

特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針の一部変更案に関する御意見の募集について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=095240770&Mode=0>

パートナー 高宮 雄介
TEL : 03-6266-8744
yusuke.takamiya@morihamada.com
アソシエイト 高松 レクシー
TEL : 03-6266-8788
lexi.takamatsu@morihamada.com

14. 米国:控訴裁判所、ナスダックの取締役会に多様性を求める基準を無効と判断

米国の第5巡回区連邦控訴裁判所は、2024年12月11日、ナスダック(NASDAQ)が導入した上場企業に取締役会の多様性(Diversity)を求める基準(「多様性基準」)を承認する米国証券取引委員会(「SEC」)の命令は無効であると判断しました。そのため、ナスダック上場企業は、多様性基準に基づく開示義務を負わないことになりました。

SECが2021年に承認した多様性基準の概要は、下記のとおりです。

- ナスダック上場企業は、会社の属性や取締役会の規模に応じて異なる基準が適用される場合を除き、最低でも女性を自認する取締役を1名、かつ、人種的マイノリティ又はLGBTQ+を自認する取締役を1名選任しなければならない、取締役会がかかる「多様」(Diverse)な取締役の基準を満たしていない場合は、その理由を説明しなければならない(Diversity Rule)。
- ナスダック上場企業は、取締役会の多様性の状況について、指定されたマトリックスの形式で毎年開示しなければならない(Disclosure Rule)。

ここでいう人種的マイノリティとしては、黒人又はアフリカ系アメリカ人、ヒスパニック又はラテン系、アジア人、アメリカ先住民又はアラスカ先住民、ハワイ先住民又は太平洋諸島民族に属する者等が挙げられてい

ます。

多様性基準に対しては、複数の団体が SEC による承認の有効性を争っていましたが、2023 年 10 月、第 5 巡回区連邦控訴裁判所の 3 名の裁判官から構成される合議体によって、その有効性が支持されました。その後、同裁判所の裁判官全員で再度審理されることとなり、9 対 8 の僅差で裁判所の判断が覆る結果となりました。なお、ナスダックは、裁判所の判断内容を争わない意向を示しています。

多数意見では、SEC による多様性基準の承認は、1934 年証券取引所法の目的から逸脱したもので、裁量権を濫用している旨判示しました。すなわち、証券取引所法は、証券取引所の規則の主な目的は、投機、相場操縦、詐欺を制限し、取引に関する競争の障壁を除外する点にあると示した上で、SEC が承認した多様性基準は、当該目的に関連していないと判断しました。加えて、証券取引所の規則の公益保護目的に関連するという SEC の主張についても、当該公益保護も上記の具体的な目的に照らして解釈されるべきとして、排斥しています。さらに、多数意見は、結論を裏付ける論拠として、行政機関による経済的及び政治的に重要な行動には議会による明確な承認が必要であるとする法理(major questions doctrine)も引用しています。

近時、米国においては、法令の文言を厳格に解釈し、行政機関の裁量を狭めるといった最高裁判例が出されるようになっていきます(当事務所 [Client Alert 2024 年 8 月号\(Vol.128\)](#) をご参照ください。)。また、近時、米国の大企業等も含め、DEI(多様性、公平性、包摂性)への取組を見直すといった動きもみられるようになっていきます。2025 年 1 月の第 2 次トランプ政権の発足後においては、こうした DEI に関する従来の取組を見直す流れが加速する可能性もあり、今後の米国企業、機関投資家や議決権助言会社等の動向に注視する必要があります。

パートナー 梅津 英明
TEL : 03-6212-8347/+1-929-519-2283
hideaki.umetsu@morihamada.com

パートナー 加賀美 有人
TEL : 03-5223-7757/+1-646-255-1158
aruto.kagami@morihamada.com

パートナー 鈴木 信彦
TEL : 03-6266-8952/+1-347-219-0717
nobuhiko.suzuki@morihamada.com

シニア・アソシエイト 高田 和佳
TEL : 03-6213-8113/+1-646-687-0173
kazuyoshi.takada@morihamada.com

15. 中国・アジア(ベトナム):自家発電・自家消費型屋根置太陽光発電の開発促進に関する政令の制定

(1) 政令の概要、定義

ベトナム政府は、2024 年 10 月 22 日、自家発電・自家消費型屋根置太陽光発電(Rooftop Solar Power、「屋根置太陽光発電」)の開発の促進メカニズム及び政策に関する政令 135 号(Decree No. 135/2024/ND-CP、「本政令」)を公布、施行しました。本政令は、自家発電・自家消費型の屋根置太陽光発電設備の設置・運営のほか、その余剰電力をベトナム電力公社(Vietnam Electricity、「EVN」)に売電するための法的枠組みに関する内容が含まれています。これまで、ベトナムでは、2020 年に施行された Decision No.13/2020/QD-TTg(首相決定 13 号)における太陽光発電設備に適用される FIT 価格の適用期限(2020 年末までの商業運転開始等)が経過してからは特に、屋根置太陽光発電設備の設置運営に関する規制枠組みが不明確で、かつ、太陽光発電については、自己消費分を超えた余剰電力の売電を含め EVN への売電が事実上できない状態が継続していました。そのような状況の中、自家発電・自家消費型に限定されはするものの、屋根置太陽光発電設備の設置・運営に関する規制枠組みが本政令によってようやく定められたことになるため、本政令は、該当発電設備の設置事業の事業者や屋根置太陽光発電設備を導入する企業にとっては重要な意味を持ちます。

本政令の適用対象となる自家発電・自家消費型屋根置太陽光発電に関しては、以下の用語が定義されています(3 条)。

- 屋根置太陽光発電:建築物の屋上(屋根)に設置された太陽光パネルを用いて光エネルギーを電気エネルギーに変換し、直接発電に寄与するもの。
- 自家発電・自家消費(Self-produced and self-consumed power):組織又は個人が自身の需要を満たすために発電し、消費する電力。

本政令では、屋根置太陽光発電設備の開発モデルとして、国家電力系統に接続された自家発電・自家消費屋上太陽光発電(「オングリッド屋根置太陽光発電設備」)(3 条 3 項)と、国家電力系統に接続されていない自家発電・自家消費型屋根置太陽光発電設備(「オフグリッド屋根置太陽光発電設備」)(3 条 4 項)の二つが規定されています。以下、それぞれのシステムの内容や通知要件、電力事業許可要件等などの違いをご説明します。

(2) オングリッド屋根置太陽光発電設備

この類型においては、EVN に対して、設備容量の 20%を上限として(8 条 7 項)、余剰電力を売電することが可能となっています。オングリッド屋根置太陽光発電設備では発電容量に制限が設けられており(7 条

3 項)、また、下表のとおり、設備容量の規模に応じて、各省の商工局(Department of Industry and Trade、「DOIT」)への通知や、発電許可が必要となる場合があります。

設置容量	主な内容
100kw 未満のシステム	各省 DOIT、関連機関への通知(7 条 5 項)。
100kw 以上 1,000kw 未満のシステム	- 各省 DOIT、関連機関、各地域の電力事業者への通知(7 条 6 項)。 - 設備容量が PDP8 とその実施計画における省の割当容量枠内に収まる場合、余剰電力を系統に売電することが可能。設備容量が当該省の割当容量に収まらない場合、系統への逆潮流防止装置を設置する必要あり。
1,000kw 以上のシステムかつ、余剰電力を国家電力に売電する場合	- 余剰電力を系統に売電する場合は関連する電力マスタープランに当該設備を含める必要あり(設備容量が PDP8 とその実施計画における省の割当容量内に収まる場合を除く。)。余剰電力を売電しない設備は、系統への逆潮流防止装置を設置する必要あり。 - 発電許可取得義務あり(8 条 2 項)。

(3)オフグリッド屋根置太陽光発電設備

この類型においては、EVN への売電は認められず、屋根置太陽光発電設備保有者による自家消費のみを目的としており、発電容量に制限はなく、発電許可取得も免除されています(8 条 1 項)。もっとも、屋根置太陽光発電設備設置前には各省の DOIT や、各地域の電力事業者に対し、設備容量と設置場所を通知し、建設及び消防安全に関する現地の機関へも通知を行うことが必要です(6 条 1 項、2 項)。

(4)設置促進策の内容

本政令では、屋根置太陽光発電設備の設置促進策が規定されています。

例えば、屋根置太陽光発電設備導入のための建設工事において土地使用計画の変更を不要とする措置(8 条 5 項)や、住宅に屋根置太陽光発電設備を導入する際の事業登録の変更の免除等が規定されています(8 条 8 項)。その他、適用される他の法令に基づく税制上の優遇措置(8 条 3 項)や行政手続の簡素化(8 条 4 項)も規定されています。

(5)おわりに

本政令は、自家発電・自家消費型の屋根置太陽光発電設備のみに適用されるため、独立事業者が屋根置太陽光発電設備を工場等の建物に設置して建物所有者等に対して売電するストラクチャーの場合は対象外です。また、本政令のカバー範囲に関しても、通知や許認可の要件に関する不明確性や、それらの手続の実

施にあたって生じ得る実務上の問題は残されており、関係当局からの更なる指針、ガイドラインの公表がなされることが期待されることです。

パートナー 岸 寛樹
TEL : 03-6266-8592(東京)
+84-24-3267-4102(ハノイ)
hiroki.kishi@morihamada.com

アソシエイト 千村 大樹
TEL : 03-6266-8173(東京)
+84-24-3267-4106(ハノイ)
taiju.chimura@morihamada.com

アソシエイト 緒方 彰大
TEL : 03-5220-1912
shota.ogata@morihamada.com

16. 新興国(ロシア):ロシア政府による対ロ制裁への対抗措置の動向

日本政府はロシアによるウクライナ侵攻について米国や欧州諸国と歩調をあわせ対ロシア制裁を継続しているところ、ロシア政府はこうした各国の経済制裁に対し、各種対抗措置を設けています。近時のこうした対抗措置の動向のうち、特に日本企業への影響が大きいと考えられるものについて 2 つご紹介いたします。

(1) 非友好国企業によるロシアからの撤退に伴う事業売却条件の厳格化

ロシア政府は、各国の経済制裁に対する対抗措置として、日本を含む非友好国の企業のロシアからの撤退等に関する取引について、事前の許可取得を義務付けています(当事務所 [Client Alert 2023 年 5 月号 \(Vol.113\)](#) もご参照ください)。このような許可の権限は大統領が有する場合もあれば、外国投資管理委員会小委員会(「小委員会」)が有する場合もあります。

小委員会は非友好国の企業の撤退等に関する取引について一般的な条件を決定することができ、こうした条件は小委員会の議事録の形で公表されます。

2024 年 10 月 18 日、小委員会が同月 15 日付で公表した議事録において、こうした一般的な条件をより厳格化する決定が公表されました。具体的には、①最低割引率の引き上げ、②国庫納付金額の引き上げ、③大統領承認の金額基準の決定、が挙げられます。

①最低割引率の引き上げ:これまで、非友好国企業はロシアから撤退する際、売却する資産を市場評価額の 50%以上割引いた価格で譲渡することが求められていましたが、この割引率が 60%以上に引き上げられました。

②国庫納付金額の引き上げ:これまで、非友好国企業はロシアから撤退する際、売却する資産の市場評価

額の 15%以上を国庫納付金(「いわゆる「撤退税」)として支払うことが義務付けられていましたが、この国庫納付金の割合が 35%以上に引き上げられました。

③大統領承認の金額基準の決定:非友好国企業がロシアから撤退するに際し、売却する資産の市場評価額が 500 億ルーブルを超える場合には大統領の承認が必要となることが定められました。

(2) 一部のロシア企業に対する非友好国株主の議決権無効措置の延長(2024 年 12 月 9 日付大統領令第 1046 号)

2024 年 12 月 9 日、プーチン大統領は、大統領令第 1046 号を公布し、ロシア企業における非友好国の株主の議決権の無効措置を定めた 2023 年 1 月 17 日付大統領令第 16 号の効力を 2025 年末まで延長しました。

同大統領令は、以下の要件をすべて満たす企業に対して適用され、同大統領令が適用された場合、当該ロシア企業の非友好国に属しない株主の保有する議決権の過半数をもって、当該ロシア企業的意思決定は、定款等の規定にかかわらず、非友好国の株主の株主以外の者の多数決によって行われることが可能となります。

- i エネルギー、機械製造、貿易分野で事業を行う企業であること。
- ii 当該ロシア企業の支配者又は実質的支配者が、非友好国から制裁措置を受けていること。
- iii 非友好国に属する者が所有する当該ロシア企業の持分が 50%を超えないこと。
- iv 当該ロシア企業グループの前年の売上高が 1,000 億ルーブルを超えていること。

このような措置により、非友好国の少数株主が定款等において確保していた権利は事実上行使できなくなる可能性があります。

これらの対抗措置に関するアップデートにより、ロシアにおける日本企業の事業継続が困難な状況は引き続き継続するものとみられ、引き続きロシア政府の動向を注視する必要があります。

パートナー 土屋 智弘
TEL : 03-5223-7740
tomohiro.tsuchiya@morihamada.com

アソシエイト 田中 亜樹
TEL : 03-6266-8919
aki.tanaka@morihamada.com

アソシエイト 重富 賢人
TEL : 052-446-8657
kento.shigetomi@morihamada.com

アソシエイト 田代 潤奈
TEL : 03-5220-1935
junna.tashiro@morihamada.com